令和６年２月２８日

お客様各位

新宮信用金庫

「共通印鑑制度」の取扱い開始について

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当金庫では令和６年４月１日（月）より、お客様の印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るために、ご預金のお届印を「共通印鑑制度」に変更いたします。

「共通印鑑制度」の取扱い開始後は、「共通印鑑届」をお届けいただくことにより、各種預金（普通預金、定期積金、定期預金等）の新規申込の際にお届印が不要となります。

共通印鑑のお取扱い

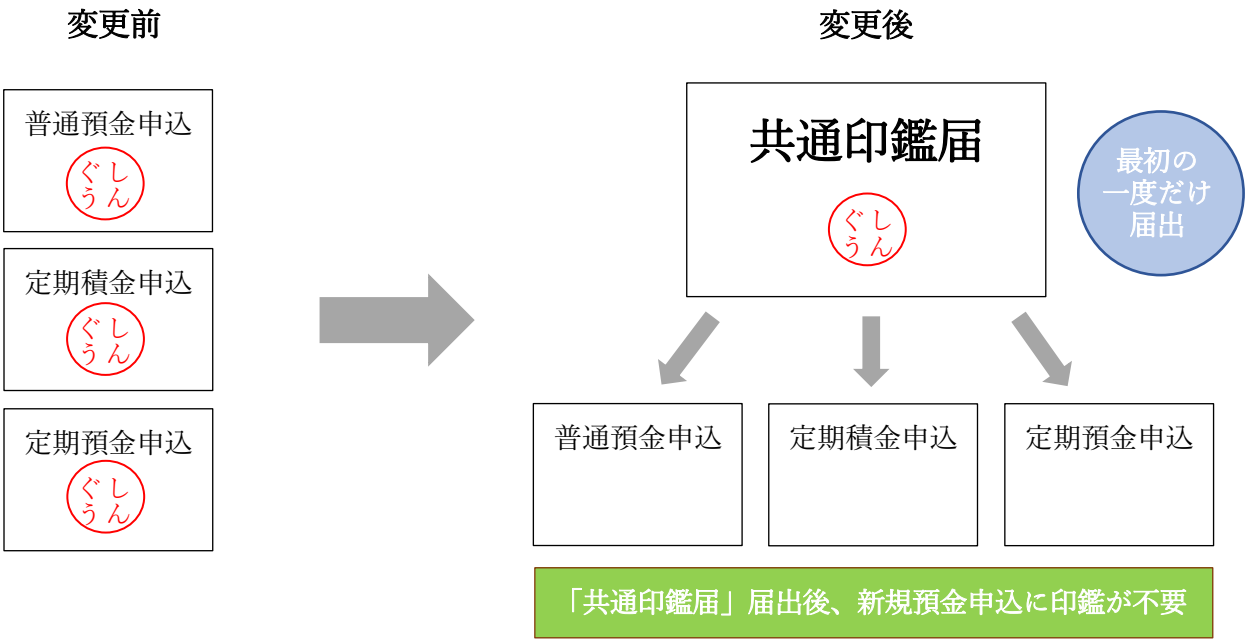

【注意事項】

・既に預金取引をご契約いただいているお客様が「共通印鑑届」に使用できる印鑑は、現在預金取引に使用している印鑑のみとなります。

・「当座預金」にはご利用いただけません。

・ご不明な点がございましたら、営業店窓口にお問い合せください。

新宮信用金庫